令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：香川県後期高齢者医療広域連合

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第２１条に基づき、令和４年度における香川県後期高齢者医療広域連合の給与の男女の差異について、次のとおり公表します。

１.全職員に係る情報

一方の性別の職員のみであるため、算出不可である。